

[事案 28-138] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

慢性の腰部筋筋膜性疼痛症候群等により入院したことを理由に、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 8 月に契約した医療保険について、以下の理由により、疾病入院給付金を支払ってほしい。

- (1)慢性の腰部筋筋膜性疼痛症候群および左肩関節周囲炎の治療の目的で、平成 27 年 6 月から同年 10 月まで 123 日間入院した。
- (2)同じ治療の目的で以前に入院したときは疾病入院給付金が支払われた。
- (3)他の保険会社の生命保険契約からは入院給付金が支払われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の入院は約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）とは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中の治療内容は、ブロック注射、電気治療、マッサージ、投薬治療であり、外来通院でも可能なものであった。
- (2)医師は、申立人が病院の近所に住んでいれば入院しなくてもよかっただろうとの見解を示している。
- (3)申立人は、入院期間中に計 6 回 14 泊の外泊をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、疾病入院給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。